

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 4 日

保険医療機関
保険薬局 様

滋賀県国民健康保険団体連合会

滋賀県国保連合会における事務処理の変更について

平素は、診療報酬請求事務に対し格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。さて、この度、本会での事務処理について下記のとおり実施することといたしますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 国民健康保険および後期高齢者医療にかかる診療（調剤）報酬等の振込額の合算について

診療（調剤）報酬等の支払については、従来、金融機関等には国民健康保険分と後期高齢者医療分に分けて振込みをしていましたが、令和7年4月振込分（令和7年2月診療分）より、国民健康保険分と後期高齢者医療分を合算して振込みいたします。

なお、支払額通知書にはその合算額にあたる「振込 計」欄を設けておりますので、そちらで実際の振込額をご確認ください。

また、過誤・再審査等で減額調整をする場合は制度をまたがったの金額調整ができないことから、いずれかで不足額が生じた際は従前どおり別途納付書にてお支払いいただくこととなりますのでご了承ください。

2. 返戻再請求オンライン化の経過措置の終了について

【オンラインにより請求いただいている皆様へ】

オンライン請求を行う保険医療機関等による返戻再請求については、「電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（令和5年1月23日保連発0123第1号）において示されているとおり、令和5年4月以降、原則としてオンラインにより行うものとされておりますが、一方ではやむを得ない場合の必要な対応（経過措置）として、当該医療機関等は個別に審査支払機関に届出をすることにより、引き続き

紙媒体による返戻再請求を可能とされてきました。

しかしながら、令和6年9月末に紙による返戻レセプトの送付が終了したことから、10月以降は月遅れ分を含め全ての返戻再請求はオンラインにより行っていただく必要があるため、今後は徹底いただきますようお願いいたします。

なお、依然として紙レセプトによる返戻再請求が継続された場合、当該レセプトを受付することができなくなりますのでご注意ください。

不測の事態等によりオンライン請求ができない場合は、「請求命令附則第4条第5号による猶予届書(様式第3号)」を請求月ごとに提出願います。

3. 「診療（調剤）報酬総括票」の配布の終了について

【紙・電子媒体により請求いただいている皆様へ】

オンラインによる請求が拡大していることから、令和7年4月以降は「診療（調剤）報酬総括票」の配布を終了させていただきます。

「総括票」の原本を一部同封しますので、今後は同封の「総括表」をコピーしていただくか、本会のホームページに掲載しております総括票をダウンロードのうえご利用いただきますようお願いいたします。

- ※ 現行の総括表の在庫がある場合は、しばらくの間そのままご使用頂けます。
- ※ 印刷の際、所定の色紙にて印刷ください。
(医科－青色、歯科－鶯色、調剤－藤色)
- ※ オンライン請求を開始後は、当該様式は提出不要です。

【 お問い合わせ先 】

滋賀県国民健康保険団体連合会
審査課

TEL 077-522-4382